

会員 各位

公益財団法人 協和協会 代表兼専務理事 清原淳平

6月の月例会・部会・委員会のお知らせ

拝啓 慶雨の候ながら、新型コロナウイルス引き続き拡張の様相に、苦慮しております。

私は、政府が3回目の「緊急事態宣言」を発令したので、コロナウイルスの抑制を期待し、5月の後半からは再開できるのではないか、と期待しておりました。しかしながら、新型コロナの変異種が次々とはびこり、政府も、「緊急事態宣言」を5月31日まで延期されました。

現時点、感染症専門家には「緊急事態宣言の延長」意見が多く、政府はもう数日、感染情況を見た上で「緊急事態宣言」を延長するかどうか、判断する意向ですので、当団体としては、6月の前半は自粛し、6月中旬時の情況を見て、6月後半に再開するかどうかを決めたいと考えております。会員の皆さんには、その点、なにとぞよろしく御了承下さいますよう、御願い申し上げます。

さて、毎月のこの「お知らせ」では、新型コロナウイルスにかかるないよう、そうした資料をお送りしてきましたが、今回は、政府の「緊急事態宣言」の法制度的意義について、参考資料を同封させていただきます。この資料は、恐縮ながら、当財団の代表兼専務理事の清原淳平が会長をしている別団体のものであります。

会員の皆さんには、別団体なので御存じない方も多いと思いますが、昭和の時代、私・清原淳平は、岸信介元総理から、その創設にかかる4団体の執行を逐次委ねられました。「(公財)協和協会」と「時代を刷新する会」は、すでに御承知のとおりですが、昭和54年2月、岸信介会長から「自分は、君も知っているとおり、日本国憲法の合法的合理的改正を念願としている。については、自分が会長をしている『自主憲法期成議員同盟』とその民間支援団体『自主憲法制定国民会議』の両団体についても、清原君にその運営を頼みたい」といわれ、私は当初、辞退したのですが、「自分が後ろ楯となるから頼む」といわれ、結局、お引き受けしました。前者の議員同盟は事務局長、後者の国民会議は常務理事兼事務局長に任命されました。後者については平成23年以降、会長を務めています。

そして、以来、毎月、議員会館会議室にて「研究会」を開き、また毎年5月3日(憲法記念日)には、「国民大会」を開催しております。今年の国民大会は、新型コロナ拡大で「緊急事態宣言」中なので、東京都の指示で「観客を入れない開催」となりました。今年も、昨年に続いてテーマは、「現憲法に欠落の『緊急事態規定』の新設を!」ですが、特に「緊急事態宣言の法制度的意義!」を探り上げました。その「国民大会写真報告」の編集も終わったところですので、それらの記録資料を同封いたしました。「緊急事態宣言」中でもあり、御参考にしていただければ幸甚に存じます。

まずは、取り急ぎ、お知らせ啓上にて

敬具